

番号	2-5-1		表題	亜鉛違反の特殊な事例について		
内 容	<p>西部第一下水道事務所は、都内 6 区を所管として、事業場の水質規制業務を行っている。ここ数年、亜鉛の違反等事例がいくつか見られたが、各事例について、原因調査並びに改善指導を進めていくと、事業場ごとに異なる原因が明らかとなった。</p> <p>そこで、代表的な事例として、沈殿槽からの汚泥の引抜き効率が悪く、SS 性の亜鉛が放流されていた事例をはじめ、原料に少量の亜鉛が含まれてはいるが、排水処理の過程で亜鉛の濃度が大幅に上昇していた事例、また、亜鉛を含む試薬を使用していないにも関わらず、放流槽において亜鉛が超過していた事例などについて、原因調査を行った結果及び事業場への指導等について報告する。</p>					
キーワード	水質規制、亜鉛					
処理区名			位置区分	処理水 放流水		
職種区分	環境検査		施策区分	流入水質規制		
状態区分	調査 研究		新規性			
実施年度	令和 4 年度		全体期間	令和 4 年度		
担当部署	西部第一下水道事務所 お客さまサービス課水質規制担当					
発 表 履 歴	局内	令和 4 年度水質技術研究発表会				
	局外					
調査方法	直営調査					
関連情報						